

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないようご注意願います。

記

- 1 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時及び場所を記載した「入林連絡票」を管轄する森林管理署等にFAX、電子メールのいずれかの方法によりご連絡ください。また、電話の場合は入林連絡票の内容をご連絡ください。
- 2 立入禁止区域（作業予定区域及びその周辺区域等）については、入手した立入禁止区域図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わないでください。立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。
また、立入禁止区域がある林道入口等には、「作業中につき立入禁止」等の標識で表示しています。
なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか管轄する森林管理署等のホームページでご確認ください。
- 3 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすいところに掲示してください。
- 4 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」（野生鳥獣の捕獲等実施中入林時注意）を車両ごとに車体の側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 5 入林の目的が狩猟の場合、狩猟者は、配付された標識2枚のうち、標識「本流域で狩猟中」を林道入口の立木等に掲示、もう1枚の標識「この場所で狩猟中」を捕獲場所（銃による捕獲時又はわなの設置若しくは見回り時に、林道から林内に足を踏み入れる場所）の入口の立木等に掲示してください。なお、入林の目的が狩猟以外の場合についても、同様な方法による標識の現地表示のご協力をお願いします。
- 6 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の手続をしてください。
- 7 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 8 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力下さい。また、火気に注意し、山火事予防にご協力ください。
- 9 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ（その他考えられる災害）等の危険箇所に関する情報を把握し、これら災害に十分注意してください。
なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、**岩手南部森林管理署遠野支署**では責任を負いませんので十分ご留意願います。
- 10 ライフル実包やスラッグ実包などの**単体弾**で撃つときは、前方に安土（バックストップ：山・崖・高い土手など）の無い限り発砲しないでください。
また、単体弾は遠方まで飛ぶ上、推力を失って落下するものにも貫通力（殺傷力）があるため、尾根を超えるような撃ち方もしないでください。
- 11 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法（誘引して定点から射撃する方法等）により捕獲するようしてください。
また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。
- 12 有害鳥獣捕獲に当たっては、クマの誤認捕獲を防止するため、「いのしか御用」又は「ペアウォーク」を使用してください。
- 13 国有林内に実包を落とさないように注意してください。